

御改格被仰出候條々

紹介者 林寅喜

『解説』

平成十二年度の史談会主催による古文書自主講座では、切支丹の禁制をはじめとして逃散・一揆・犯罪防止等の相互監視と、年貢の共同責任を盛り込んだ「御仕置五人組帳」（布告年月は不詳）五十五箇条のうち、その一部を教材として勉強したが、毛利氏が入国して以来二百六十八年の藩政時代に、少なく共四回は布告されたとする五人組帳と紹介した「御改格の条々」など、僕約を厳しく強要した内容の文書は一体何度布告されたか定かでないが、表題の文書が布告された天保十年（一八三九）は、全国至る所で旱魃や風水害による飢饉に見舞われ、佐伯地方でも三年（一八三三）から凶作が続いて農作物は減収し、農民は窮乏のどん底から漸く立ち上がるうとした

た時代である。

これに追い打ちをかけるようにして布告されたのが「御改格の條々」であつたが、何故選りも選つてこのような窮乏の時代に的を絞つたのか理解に苦しむ。もつとも農民にして見れば「これ以上何をどう節約せよと言うのか」と叫びたかつたろう。一方、別な見方をすれば百姓は搾り取られるばかりで先々の暮らしに望みなど持てない。したがつて多少なり共ゆとりが出れば「明日は明日の風が吹く」といつた捨て鉢になつて刹那の享樂を求める、無駄な浪費をするという風潮が強かつたと推測すれば、これを戒めるため先手を打つて布告されたと考えられなくもない。それにしても内容は画一的で、これまでの繰り返しに過ぎなかつたのでは、という気がしてならない。

以下通達の内容を条項ごと簡略に説明して見たい。

一、この度御改革で村浦に対し、左の通り仰せ出された。
一、村・浦の大庄屋方は座敷と次の間は備後表にしてもよいが、その外はすべて七島表にすること。これは外の役人達も同じであるからそのように改めよ。
一、藩の役人が巡回の際賄いの食事は一汁一菜とし、酒

看は決して提供してはならない。また、荷送り人夫等も人数を制限して我雜な振る舞いのないようにし、浦方では船送りを取り合つて騒動など起こすな。

一、村・浦の役人達から家中の者へ対し、年末年始その他贈答に類する行為は一切禁ずる。これまで度々通達してきたが守られていない。

一、出稼ぎや心願による神社・仏閣参拝や保養のため出かけることは構わないが、それを口実にして多量に土産物など買い込み、無用の金銀を費やしてはならない。

一、神社・仏閣等改修する際建て広めは禁ずる。また、いかがわしい説法者の住居などは取り壊し、百姓に金銀米錢など要求してはならない。心得違いした者があればすぐに知らせよ。なお、農地を潰して家を建てることは勿論、日照を妨げる家も山鼻など関係のない所へ順次移転すること、その際には役所へ届け出て指図を受けよ。

一、神事や祭礼など行う場合はその氏子だけにして、かなりとも派手な振る舞いをしてはいけない。

一、村・浦の大庄屋・小庄屋でも晒や帷子・貫物・太織の類はいけない。百姓は青染紋付きならよいが女子供に目立つ染め色模様や、形付きなどもいけない。また、男女共帶・腰帯に太織は一切いけない。このことはこれまで再三通達してきたが心得違ひをしている者が多い。今後は厳しく取り締る。なお、献金によつて許しを得た者はこれまで通りでよい。

一、村・浦の役人・医者・神官・山伏等で傘は許された者以外さしてはならない。但し女の場合は特別で認めるが日傘はいけない。また、村役人であつても木綿合羽の着用は禁ずる。但し総庄屋方の小使と、村・浦の皆合は帳面など持ち歩くので特に認める。なお、献金によつて許された者はこの限りでない。

一、百姓が家を建てる場合大きな家や贅沢な普請をしてはならない。造作も板天井・襖等は勿論不用であるが、既設の分は認める。但し改造・修繕の際には取り外して戸襖に取り替え、間違いないか役人達から検査して貰い、新築の場合違反した家は取り崩して建てさせらる。

一、これまで御定軒別の通り、戸主・長男・孫の順に家

督を継ぎ、外の者は決して妻帯してはならない。もし納屋や小屋に鍋・釜を持ち込んで分家した者があつた場合はその本家共々領内から追放し、村役人まで罰するから心得違いせぬよう注意せよ。

(註) 当時農家の二・三男は大地主の子以外養子に行くか、他家の家株を買うかして分家するより方法はなかつた。理由は農家の細分化を防ぐためであつたといふ。

一、女子供の櫛・簪・笄にべつ甲・銀・水牛・蒔絵など、また、目立つ髪飾りや金銀色の尺長など用いてはいけない。並みの塗り櫛や簪・笄にすること。なお子供でも髪飾りや襟・袖口等に絹布を用いてはならない。これは履物や雪駄の鼻緒も同じとし、裏付草履なども一切いけない。違反者はきつと罰する。

一、婚禮は重立つた者だけにして金銀を浪費しないようにし、大酒を飲んで不粋にならないよう心掛け、嫁入りの道中における石打ちや水祝いなどの習慣は、これまで通り禁ずるから心得違いのないように注意せよ。

一、葬式の場合も分限に合わせて手軽く取計らい、作贍

も簡略にすること。なお、少しばかり家の暮らし向きが良いからといって、身分もわきまえず他宗の僧まで呼んで葬式をするなど心得違いも甚だしい。分かり次第きつく罰する。

一、村・浦の紺屋共へ申し伝える。これまでも禁止してきた目立つ染色や、手の混んだ形付けなどすべて高値になるので注文されても決して受け合わず、他領から申し込まれてもみだりに染出しなどするな。違反者はきつと処罰するから心得よ。

一、浦方の者は上方や瀬戸内と直接取り引きが出来るのでそのことをよく考えて、驕ることなく質素を旨と心得ること。在方と違いこれまで萬事ゆるやかに申し付けていたが、最近乱れが目立つのでこれからは吟味の役人を差し回し厳しく取り締る。

以上これまでも度々法度申し付け争われて來たが、日時が経つにつれて忘れ去られ乱れて來たかに聞こえるので、この度改めて御改革が仰出された次第である。言うまでもなく民百姓の繁栄を考えての思し召しであるから、その意を体してこれを守り、もし不心得な者があれ

ば所の村役人共々罰するであろう。

よつて吟味方の役人を差し回すから、その旨とくと心得て質素にして驕らず、農業の作間稼ぎなど怠らず精を出し、年貢諸上納から夫役まで遅滞なく勤めるよう心掛けよ。

天保十亥年

御改格事 仰東深

正月吉辰

之

二付

天保十亥年

御改格被仰出候條々

正月吉辰日

高 松 浦

覚

一、此度御改格二付 在浦江左之通被仰出候
一、在浦大庄屋御座鋪次之間備後表 其外都而七嶋

表可有之 小役人た里とも御停止之事

一、御用二付御役人在浦廻り候節 兼而被仰付置候通
其所有合ヲ以一汁一菜可相賄 酒肴差出馳走ヶ間鋪
儀堅無用 荷送り人夫等成丈人數少し可相弁候事

附廻在之節休泊賄之外 立よ里の場所二おい天

馳走差出し申間鋪 尤廻し人夫共我雜之振ま以

無之様 旦浦方ニ而船押送り前後を争ひ 争

論ふべき成儀無之様 急度相嗜可申候事

一 案御改格事者前記に通す 御付
一 築大庄屋御座鋪次之間備後表 其外都而七嶋
表可有之 小役人た里とも御停止之事
一 門用事由後半浦相見山並み 付通
其不有合無汁一菜可相賄 酒肴差出餘乞無
儀堅無用 人夫共我雜之振ま以
附廻在之節休泊賄之外 立よ里の場所二おい天
余程其浦方ニ船押送り前後を争ひ 争
論ふべき成儀無之様 急度相嗜可申候事

一 在浦役人共より家中未々迄

年始中元暑寒歲暮

其外吉凶之節音信贈答之儀 無用之旨御改法

度々申渡置候處 兔角緩ミ加ちニ而不相済事丹て

依之向後者聊之品毛相贈候儀 堅御停止被仰付

當之際其家半

一 在浦者大抵之爲渡世他所稼い多し 或ハ無據心

獨身無官階之近津又者はも寧ち波瀬也

小牧者不苦然實右上か二月なくもあしたち代

來い一土産物おと喰用系相調金銀責し

山鐵屋易候事

一 神社佛閣堂塔修復之儀 並建小山鐵屋易

上立木山鐵屋柱又御心除立木柱多矣哉

心除小山鐵屋自庵唱道之者を望む有月

予其事既に外外御心除れ心除ニヤ外ある御

社乞本丸御心除れ心除れ為候事

其事用事請役免狀免狀を以參候事

候間 可得其意候事

一 在浦之者共願之上為渡世他所稼い多し 或ハ無據心

願二付參宮 所々巡拝又者ほよふため致湯治

候儀者不苦候得共 右丹かこ付なぐさめ之ため他

参い多し 土產物挿と唱無用之品相調 金銀責し

候儀 堅御停止被仰付候事

一 神社佛閣堂塔修復之節 建弘メ候儀兼而御停

止之事候得共 猶又聊心得違無之候様 急度可相

心得候 小屋仕立自庵唱道之者 差置候有之二付

早速取崩し申付候 弥手堅相心得可申 旦出家

社人共より相対を以百姓共江 金銀米錢為差出せ候儀

堅無用二候 御役人免狀無之候て差出し申間鋪候

(1)唱道||先に立つて唱える・言い広める

心得違有之候ハバ 在所名前等承り届け 御役所江

早々可申出候事

心得違有之候ハバ 在所名前等承り届け 御役所江
附田烟丹屋鋪取一切無用 是适田地ニ取障り候居宅
之分者 山鼻無差支所ヲ見立追々可引移候 尤其節

御役所江相断 可謂指図事

一、神事之儀是适有來候通 猥々間鋪儀無之様 祭座
相當テ候節者其氏子限り相集メ 聰責成候義無之様
可相心得候事

一、在浦大庄屋庄屋共 晒帷子買物太織之類堅無用
百姓共儀盤青染紋附可相用 女子供ニ至リ适都而目立候
染色模様形付と毛堅相無用 男女共帶腰帶た里

一、とも太織類一切無用之旨 追々急度申渡しお記候處
心得違い多し候毛の共茂有之哉二相聞 不埒之至二候向後
御法度相猥し候毛の有之候ハバ 故數之御咎可被仰付

尚又聞置 尤獻納二付御免之毛ハ是适之通可相心得事
一、在浦役人在醫社人山伏并 傘御免之毛の之外 差

- (1)帷子||絹や麻布で仕立てたひとえ物・裏地をつけないもの
(2)貢物||古着古布団の綿で織つた布地
(3)太織||太糸・玉糸またはのし糸で平織りにした厚地の絹織物

堅無用之事

加さ相用間鋪尤女盤可為格別
併女た里とも日加さ
相用候儀不相成候 木綿合羽等ハ在浦役人た里と毛の

堅法開示

舊多候儀不相用間鋪尤女盤可為格別
併女た里とも日加さ
相用候儀不相成候 木綿合羽等ハ在浦役人た里と毛の

ども是迄之通 可相心得候事

一、百姓其家作之儀兼而被仰付候通 急度相守大造成

普請決而仕間鋪 隨分手輕二可令遣作 板天井襖等
堅無用 尤是迄有來候分者其儘ニ以多し置 修覆之

節二至リ可取放 襦者板戸ニ可取替以後家作い多し候ハバ

成就之上村役人江相断役人ど毛致見分候上 御法度耳

違ひ候次第茂有之者 取崩し為建申間鋪候事

一、在浦百姓ども御定軒別之儀 弥手堅相心得可申 兼而

申渡置候通 家主惣領孫正統之外妻帶為致候儀

決而不相成候 向後右御法度相背候哉 或ハ納屋小屋等

竈なべ竈を分け候毛の有之者 家王の毛のハ不及申

家内不残御領内住居御構 村除帳被仰付 其

(1)皆合ノ大庄屋の下で事務処理をした人・書記

所役人ども不吟味之御咎可被仰付候間
心得違無
之様嚴重御法度相守可申事
在浦之毛の共
くし加う加以加ん左し鼈甲銀水生

在浦の毛共
並み塗り柄
なみのぬ里ぐし加ふ加以髪差
たけなが相用ゆ遍し 小女た里と毛髮飴
類之禁袖口等絹き連相用ひ候儀
附女者き毛のとも皮緒
雪駄は格別小児たりと毛
并目立髪加左り金銀色尺長
くし加う加以加ん左し鼈甲銀水牛
眞鎮角鯨白
衣
甚御停止

急度答可申付事

類之な臣口等絹き連相用ひ候儀 厳鋪御停止之事
附女者き毛のとも皮緒 雪駄は格別小兒たりと毛
寝き物 共(恩)

在浦之毛ども婚礼儀之節 又ハ重立祝儀弘メ等
以堂し候ハバ 親類之外不相招銘々分限より手輕取斗
聊大キ物入ケ間鋪儀無之 大酒致不及粧狂候様相た志

附婚礼之節石打水祝等之儀ハ御停止候間猶又心得

違ひ無之様
相守可申事

(2) 角鯨 || 髪飾りの一種と考えられるが詳細不明

(3) 石打 || 婚礼の夜その家に小石を投げ込んだ風習・石祝い

(4) 水祝い || 嫁入りや婿入りの時または正月の初詣での帰りに水をかける

一、先廟をもとめ葬式の儀大勢不相集 分限より手輕ニ
取付無益之責無之様 且佛事作膳之以となみも右ニ

石浦申

浦村葬式の儀大勢不相集 分限より手輕ニ
葬式の儀大勢不相集 分限より手輕ニ
半手合之儀大勢不相集 分限より手輕ニ
此候とれ一在浦申候事 且佛事作膳之以となみも右ニ
名義申候事 信付申

一、在浦之毛の共葬式之節大勢不相集 分限より手輕ニ
取斗 無益之責無之様 且佛事作膳之以となみも右ニ
可準候事

附村浦二お為天身上相應の毛の 自身手廻り候ニ任せ
葬式等の節 他家の僧徒近大勢相招キ取置 佛
事等以多し候毛の有之哉丹相聞 茲鋪心得違一統之
風俗を乱し相済ざる事ニ付 向後右躰之儀於有之ハ
急度御咎可被仰付候事

一、在浦紺屋共心得之儀 在浦之者共御停止之目立候染色
或ハ手込候形付都而高値ニ相成 注文頼来候とも決而
受合申間鋪 假合他領より頼來候段申越とも 猥ニ染出し
候儀者不相成候 此儀於相背者急度御咎可被仰付事
一、浦方之儀者上方瀬戸内旅人出會 専取引致候事

故 在方与違ひ候次第可有之候得共 諸事前条之趣
を以聊 奢りケ間鋪儀無之様質素ニ可相心得 在方与違
萬事ゆるや加丹被仰付候杯与相心得候而 御法度
相猥し候者二八當人者不及申役人共追可為越度 猶追々

吟味之者差廻し候間 兼而左様相心得可罷有候

右者是追々御法度筋被仰出候處 争論
候得者自然者猥ケ間鋪事茂有之哉丹相聞候 依
之尚此節御改書面之通被仰出候 全下方御救

家族養育基厚御趣意ニ候間 奉得其意末々
追不洩様手堅申渡 御法度之趣可相守 此後万一心得違
の毛の於有之者 當人ハ勿論所役人共追御咎メ被

仰付遍具候 不及申所役人共追可為越度 猶追々
吟味方之者差廻り候間 兼而左様相心得可罷有候事

可懸吟味候 然者銘々暮し方隨分質素ニ少茂津以ヘ
ケ間鋪儀無之様 農業作間之稼無油断精ヲ出し 御

年貢諸上納夫役等 無遲滯可相勤候 以上

天保九戌年十二月被仰出翌十亥年正月写取申候

この古文書は平成九年四月、会員の河野松男さんから頂いたものです。